2 福祉共通の仕組みづくり



施策項目

【1】セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実

(1) 取組の背景と目的

- ► これまでの福祉制度は、高齢者・障がいのある人・児童といった特定の分野ごとに展開され、各種の支援やサービスは、当事者の特性や個別のニーズに応じて実施されてきましたが、近年、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しており、既存の制度のみでは対応が困難な場合も生じています。
- ► こうした状況を踏まえながら、地域福祉を推進していくに当たっては、現行制度の個別的なニーズに対応する支援やサービスを活用しつつ、福祉の各分野において共通的に取り組むべき事項を明らかにした上で、生活全般にわたる包括的な支援が提供できる仕組みを構築していくことが求められます。

(2) 基本的な進め方 (課題)

- ► 福祉の各分野において共通的に取り組むべき事項の例としては、生活 困窮者への支援や共生型サービスの展開、権利擁護の推進、再犯防止に 関する取組のうち福祉の支援を必要とする犯罪をした人への社会復帰 に向けた支援、自殺対策のうち早期発見や居場所づくり等に関する取組 のほか、官民協働による地域づくりや共同募金等の取組推進などが挙げ られます。
- ► これらの取組を分野横断的に展開し、行政や関係機関をはじめ、地域 住民も含めた支援者等が連携して事業を実施していくことで、各事業の 効果や効率性を向上させるとともに、支援を必要とする方の生活の質を 一層高めることができるよう、地域の実情に見合った創意工夫ある取組 に努めていくことが重要です。
- ▶ また、支援のあり方を検討するに当たっては、支援を必要とする方だけでなく、その方の属する世帯全体の状況にも着目するべきことに留意する必要があります。
- ► なお、福祉の各分野で共通して取り組むべき事項の広がりを踏まえ、 基礎データの収集・分析は、従来の福祉施策のみではなく、幅広い分野 のデータを収集等した上で、地域生活課題への対応を協議していくこと が求められます。

(3) 具体的な取組

経済面の不安など、生活にお困りの方への支援について、道では、 平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務 所を単位として、相談支援や居住支援、就労支援などの各種事業を行 い、ワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供しています。 この制度は、生活保護に至る前の段階にある生活にお困りの方を 対象として、日常的・社会的・経済的自立に向けた支援を行うことで、 課題が複雑化・深刻化する前に自立を促進しようとするものです。

そのため、生活保障が必要な方は適切に担当窓口へつなぐなど、生 活保護制度と両輪として機能させることにより、重層的なセーフテ ィネット構築を目指す施策となっています。

制度の概要は次のとおりであり、包括的な相談支援としての「自立 相談支援事業 | を中心に、個々の相談者の困りごとに応じ、その解決 に向けた支援を行っていきます。

生活困窮者自立支援制度の概要

各市 … 計35 の市役所で実施

各町村 … 計 14 の振興局で実施



包括的な相談支援 … 自立相談支援事業

A

生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談対応を行い、個々 の状況に応じた支援計画(プラン)を作成



居住確保支援 …… 住居確保給付金

再就職のために居住の確保が必要な方を対象として、就職活動を支えるため家 賃費用を有期で給付



就労支援 ……… 就労準備支援事業、認定就労訓練事業

就労に向けた準備や柔軟な働き方等が必要な方を対象として、一般就労に向け た準備や支援付きの就労の場などを提供



緊急的な支援 ……… 一時生活支援事業

住居喪失など緊急に衣食住の確保が必要な方を対象として、一定期間、衣食住 等の日常生活上の支援を提供



家計再建支援 …… 家計改善支援事業

生活再建が必要な方を対象として、家計の状況を把握することや家計改善の意 欲を高めるための支援を実施



子ども支援 ……… 子どもの学習・生活支援事業

6

貧困の連鎖防止の観点から、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子ど もを対象として、学習支援や生活習慣の改善支援を実施

新型コロナウイルス感染症の発生以降、生活にお困りの方が必要 とする支援ニーズが増大し、経済活動に影響を受けた個人事業主な どの新たな相談者層が顕在化するともに、経済面のみならず、社会的 な孤立や医療面等に複合的な課題を抱える場合のほか、本人に加え て家族にも課題が認められる場合があるなど、従来よりも複雑・多様 化している状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響だけではなく、物価高 騰下における家計への負担増など、生活にお困りの方が抱える課題 や支援ニーズは一層大きくなっています。

こうした状況に対応するため、各自治体においては、生活困窮者自 立支援制度の機能強化を図る観点から、官民連携による地域の生活 困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、ニー ズの高まりに対応した取組を行うNPO法人など民間団体との連携を 推進していくことが求められています。

このプラットフォームについて、道では、令和4年度に14の福祉事 務所(振興局)単位で連携体制を整備し、物資支援等を行うNPO法人 や社会福祉法人等の民間団体と自立相談支援機関が連携しながら、 それぞれの地域の実情に応じた官民連携のセーフティネット構築を 進めていきます。

生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム



地域ごとに整備する連携体制



生活困窮者を支援する民間団体

団体が独自に行う相談支援

団体のネットワークを活か した就労先や事業所の開拓

- 自立相談支援機関
- 福祉事務所(行政)NPO・社福法人等

連携推進

- ハローワーク 子ども食堂
 - 商工団体

▶ 物資支援

▶ 相談支援

や家庭訪問

▶ 就労支援

食糧や日用生活用品等の支 援、子ども食堂での食事提供

|地域課題の整理や支援方法等の検討|

② 判断能力に不安がある方への権利擁護支援 …………

認知症や障がいなどにより財産の管理等に不安のある方を社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものです。成年後見制度は、こうした方々を支える重要な手段であるものの、十分に利用されていなかった状況を踏まえ、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行されました。

この法律において都道府県は、どの地域に住んでいても支援を必要とする方が制度を利用できるよう、市町村におけるネットワークの中心となる中核機関の整備や基本計画の策定など、管内の体制整備推進に主導的な役割を果たすことが期待されています。

道では、権利擁護の主な担い手である社会福祉協議会と連携・協力して、判断能力に不安がある人への金銭管理支援や家庭裁判所及び専門職団体との協議の場の設置、各地域における中核機関の設置に向けたアドバイザー派遣、専門職や親族以外の第三者が後見人となる市民後見人の育成や活動支援など、各市町村の区域を超えた施策全体の推進に努めていきます。

権利擁護支援の取組概要



∥市町村への広域的な支援



契約に基づく日常的な金銭管理支援



日常生活自立支援事業 (社協)

- 福祉サービスの利用援助(必要時には)
- 日常的金銭管理サービス 後見制度へ
- 書類等の預かりサービス^{し適切に移行}

中核機関の整備、計画の策定

地域連携ネットワークの構築

広報機能



- 相談機能
- 成年後見制度利用促進機能**
- 後見人支援機能

※ 受任者調整 (マッチング) 等の支援、市 民後見人や法人後見の担い手などの育 成・支援、日常生活自立支援事業等関連 制度からのスムーズな移行



成年後見制度の利用促進に関する支援



家裁や専門職団体との協議会



アドバイザー派遣

中核機関の 設置支援等



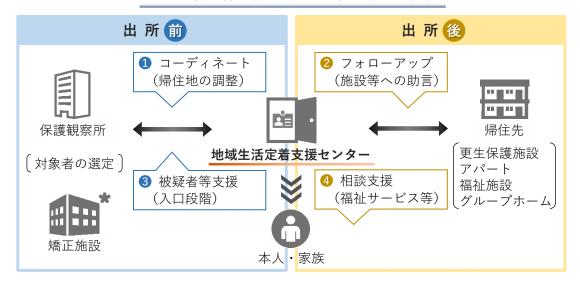
市民後見人の養成や活動支援

③ 高齢者や障がいのある犯罪をした人の再犯防止 …………

刑務所や拘置所等の矯正施設に収容されている方のうち、高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする犯罪をした人について、釈放後の帰住先がない場合は、直ちに福祉サービスを受けることが困難です。こうした方々に対して、都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設や福祉の関係機関と連携しつつ、釈放後に適切な支援を受けられるよう、相談や調整の業務を行っています。このセンターは、平成23年度に47の都道府県全てで整備が完了しており、道では、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人の矯正施設入所から釈放までの一貫した相談支援など、主に以下の4つの業務をセンターが中心となって実施することにより、その再犯防止と社会復帰の促進を図り、地域生活への定着を支援していきます。

- コーディネート業務矯正施設退所予定者の帰住地調整支援
- フォローアップ業務 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言
- 被疑者等支援業務刑事司法手続の入口段階にある被疑者、被告人への援助
- 相談支援業務 犯罪をした人や家族等への福祉サービスに関する相談支援

地域生活定着支援センターが行う業務の概要



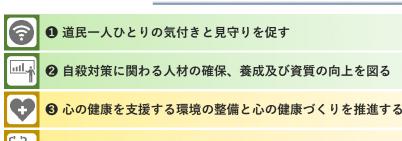
4 自殺リスクの低減に向けた取組 …………

全国における自殺者数は、自殺対策の総合的な推進の結果、平成22 年に3万人を下回りましたが、自殺者数は毎年2万人を超える水準 で推移しており、自殺死亡率(人口10万人当たり)は主要先進7カ国 の中で最も高くなっているなど、依然として深刻な状況にあります。

道における自殺者数も、平成21年以降減少傾向が続いていたもの の、令和3年には前年を上回り、20歳未満の自殺者数が過去最多とな ったほか、自殺死亡率は引き続き全国平均を上回っています。

道では、自殺対策基本法に基づき、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、 令和5年3月に第4期目の「北海道自殺対策行動計画」を策定し、誰 も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、本道の実情に 応じた自殺対策を総合的に推進していきます。

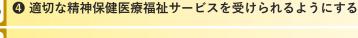
北海道自殺対策行動計画の施策体系



応じた実効性ある 施策を推進。 事前 対応 危機 対応

各々の対応段階に

対応



砂地域の支援体制を整備し自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

7 遺された人への支援を充実する

⑤ 社会全体の自殺リスクを低下させる

3 民間団体との連携を強化する

り 地域の特性に応じた対策を推進する

⑩ 子ども・若者の自殺対策を推進する

● 勤務問題による自殺対策を推進する

② 女性の自殺対策を推進する

